

5 大店立審第 9 号
令和 6 年 3 月 25 日

高知県知事 様

高知県大規模小売店舗立地審議会 会長



令和 5 年 9 月 4 日付け 5 高経支第 447 号にて意見を求められた、令和 5 年 9 月 8 日付け告示に係る下記 1 の事案について、下記 2 のとおり意見を申し述べます。

記

1 事 案

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 m a c 下末松店

所在地 南国市下末松字高屋ノ西 441 番地 1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者氏名
株式会社大屋	愛媛県西条市西田甲 590 番地 2	代表取締役 伊藤 慎太郎
杉村 二男	南国市片山 1277 番地	杉村 二男

(3) 大規模小売店舗を新設する日

令和 6 年 4 月 22 日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,222 m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

位 置 図面 3 建物配置図 参照

収容台数 46 台 (店舗棟南側：1 箇所) ※実整備台数 60 台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置 図面 3 建物配置図 参照

収容台数 23 台 (店舗棟 1 東側、店舗棟 2 西側 : 2 箇所)

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置 図面 3 建物配置図 参照

面 積 94 m² (店舗棟 1 東側、店舗棟 2 東側 : 2 箇所)

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置 図面 3 建物配置図 参照

容 量 7.96 m³ (店舗棟 1 西側、店舗棟 1 東側、店舗棟 2 東側 : 3 箇所)

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社大屋	午前 9 時	午後 12 時
杉村 二男	午前 8 時	午後 8 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時 30 分から午前 0 時 30 分まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位 置 図面 3 建物配置図 参照

箇所数 2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

2 意見

当該案件は大規模小売店舗立地法に基づく「指針」において求められている配慮事項について、適切な対応がなされていると考えられるため、大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項に基づく、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの知事の意見を述べる必要がないものと認めます。